

平成 21 年 4 月 1 日

ハンドボール大会における危機対策マニュアル

(財) 日本ハンドボール協会

I 各種危機対策

(1) 大会開催のための準備

大会開催の競技会場の危機対策マニュアルを作成する。

危機対策とは、地震、火災、爆発等の異常事態を想定する。

大会開催会場は避難場所、避難経路を特定しているので、その場所、経路を確認する。大会関係者、大会参加者、一般観客に避難場所、避難経路、避難要領を周知する。

(2) 災害発生時の対策

災害が発生した場合は、原則として下記の通りとする。

大会会場の競技者（選手、チーム役員、審判員、競技役員、大会役員）および観客等の安全確保を最優先する。

大会使用施設、設備の異常を確認し、避難の必要の有無、大会続行の可能性を判断する。

(3) 異常事態の発生

想定できないような異常事態が発生した場合は、危機対策に準じて対策を検討する。

(4) 大会危機対策本部の設置

大会役員をメンバーとする危機対策本部を立ち上げる。

(5) 対策要領

1) 情報収集

危機に対して、大会関係者の人的被害、物的被害、精神的被害の情報を収集する。

大規模な災害の場合は、電話連絡が不能になることが想定されるので、各種移動手段を有効に講じる。

2) 避難の必要の有無の判断

最優先課題として、当該場所から全員の、あるいは一部の関係者の避難の是非を早急に判断する。

3) 情報の伝達

収集した情報を早急に、的確にまとめ関係部署に連絡する。

必要に応じて、適時に放送を中心とした情報の伝達をする。

4) 判断

a) 継続して競技続行が困難と判断される場合

イ) 大規模災害で大会会場から完全避難しなければならない場合

- ・施設が別に定めている緊急避難マニュアルに応じた避難誘導をする
- ・競技は中止し、後刻、または後日、実施計画を発表する

ロ) 中規模災害で一部の競技者が競技会場から避難し、負傷等を含め一定の時間内で全競技者が大会会場に戻れないと判断される場合、競技は中止し、後刻、または後日、実施計画を発表する

b) 競技者が大会会場に戻り、全競技者が同条件で競技可能と判断される場合は、一定時間経過後に競技を再開する。

c) 各種の決定事項に関しては、大会参加チームの代表者、関係者を招集し、情報の収集、伝達、決定に向けての検討事項を審議し、決定する。

II 地震対策

大規模な地震の場合、本震に続き余震が引き続き発生することから、情報の収集に努め、安全対策を万全に講じ、適切に判断する。

III 火災対策

大会会場の火災、関連施設の火災、付近の火災等が想定されるが、情報の収集に努め、適切に判断する。

IV 他団体との連携

大会会場地の行政機関、大会開催に関係する団体・組織と綿密な情報の交換を行い、大会の中止、続行に関して連携を密に取る。

V 危機対策マニュアルの更新

危機対策マニュアルは常に見直し、最新の情報の元に更新される。

以上